

## 令和2年第10回入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月24日(木) 開会 午後 2時04分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 503会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 7番 増田恒治 9番 加藤敏夫

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定  
について

議案第5号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 岩田孝三郎 中村郁夫

中村義男 清水裕司 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 任 高山 大樹

9. その他の出席者

農業振興課長 新井 勝次

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主任 長谷川 奈美

## 10. 会議の概要

### ○事務局

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第10回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、吉田竹雄推進委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、7番、増田恒治委員、9番、加藤敏夫委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第4号2番は、2番、平塚尚吾委員が、同号4番、5番は、堀井正信推進委員が、同号6番、7番は、議長である私中島敦夫が、同号9番は、10番、中島伸吉委員が、同号15番から19番までは、5番、池谷昭二委員が、同号26番から27番は、6番、田嶋正明委員が、同号30番、31番は、8番、法師励委員が該当事案の審議開始から終了まで退席させていただくことになります。

私が退席の間は、会長代理である4番、久保田勝委員に議長を務めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

また、議案第5号につきましては、農用地利用配分計画案に係る案件であることから、市農業振興課の職員の出席を求めています。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。

担当、2番、平塚尚吾委員、説明をお願いします。

### ○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第1号、1番について説明させていただきます。

当事者、借受人、貸渡人、土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。  
借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。  
下藤沢山ノ神〇〇〇一〇、畑、1, 381平方メートル、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業地内、〇〇街区、〇画地、1, 047平方メートル、〇〇〇一〇、畑、402平方メートル、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業地内、〇〇街区、〇画地、287平方メートル、計1, 783平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自57アール。

9月18日、清水推進委員と現地確認と、借受人である〇〇さんから耕作状況などを直接確認してまいりました。〇〇さんは茶農家で、市内藤沢地区に3筆、57アールの農地を所有、耕作しています。耕作は、本人と〇〇〇、〇〇〇〇の計3人により行われております。農業機械につきましては、耕運機3台、乗用摘採機1台、軽トラック1台等を所有し、耕作に必要なものは一式保有しております。申請地は、案内図のとおり、武蔵藤沢駅西側の藤沢土地区画整理地内に位置しております。現在は茶畑となっており、許可後は引き続き茶畑として耕作する予定です。また、他所の茶畑も適正に管理されており、今後申請地を耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

以上、農地の借受けに際し問題ないと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水推進委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水でございます。農地利用最適化推進委員としての意見を述べさせていただきます。

去る9月18日、担当の平塚委員と一緒に現地を確認いたしました。借受け後は茶園として利用するとのことで、特に問題はないかと思われしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長



○、○○○○。土地の表示、地名、南峯東桜畑、地番○○○、地目、畑、面積 9 6 0 平米、同じく○○○、地目、畑、面積 5 5 7 平米。計 1, 5 1 7 平米。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自 3 4 5 アール。

9 月 1 7 日、現地確認と、受人である○○○○さんから耕作状態を電話で確認してきました。野村推進委員さんには、畑を 1 7 日に確認いただいて、一緒に行きました。申請地は野菜畑として適正に管理されており、許可後は果樹園、キウイ畑として利用すると伺っています。○○○○○○○○○○農地は、果樹作付の準備中とのことで、おおむね適正に管理されていました。また、○○○の農地は野菜畑や果樹園とのことで、現在の耕作状況から、今後の申請地を耕作していくことに問題ないと報告します。

以上、農地取得に際して問題ないと思われまますので、よろしくご審議ください。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

金子上地区推進委員、野村です。農地利用最適化推進委員としての意見を述べさせていただきます。

9 月 1 7 日、担当の法師委員と一緒に現地を確認しました。譲受け後は果樹園として利用するとのことで、特に問題はないかと思われまますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第 1 号の 2 番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。農地法第 3 条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

法師委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は 1 5 0 日以上であり、申請地を含めた耕作面積は 3



創業、〇〇〇〇〇に〇〇〇〇〇〇〇（株）として法人化した後、〇〇〇〇〇に（株）〇〇〇〇〇〇〇〇に社名変更、〇〇〇〇〇〇〇に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇し、現在に至っております。

弊社人間工場は、本社にて加工した、小角材、合板等の資材の納入を受け、建築用パネル材への加工を行うものです。

そのためには、加工用材料（小角材、合板）の搬入を受け、加工までの間、一時保管するスペース、加工した製品を出荷までの間保管しておくスペースが必要で、さらに加工作業用スペースも必要です。これらは風雨にさらされないことが重要で、屋根で覆われた部分です。加えて、生産性向上や販売機会ロス削減のためにも、一定程度の在庫が必要であることから、資材の保管スペース確保は最重要課題であります。

また、資材の搬入や、製品の搬出のために大型車両が前述した保管スペースまで、直接乗り入れることは生産性向上の観点から大変重要ですが、一方で安全対策も講じなければなりません。そのためには、スペースの確保が最重要であることは明らかであります。

ところが、これらの必要なスペースを確保しなければならないといったことに対し、現在の利用状況に大きな問題があります。それは、車両の駐車スペースが確保できないといった問題です。従業員の通勤車両、提携会社従業員の来社車両、搬出入用車両等、完全に不足で、従業員通勤用車両11台は加工用木材の保管スペースに重複して駐車している現状があります。

また、搬出入用車両については、午前中には大型トラック（10トン車）が、材料搬入のために常時3ないし4台出入りしております。午後は加工した製品搬出のために中型トラック（3ないし4トン車）が13から18台程度出入りいたします。

積載方法や過積載に対する罰則等様々な規制が課せられている中、契約車両や作業員の安全確保は会社として果たさなければならない責務であることから、車両の駐車スペース確保は弊社、人間支店が抱える大きな問題であり、解決は喫緊の課題であります。

そこで、資材置場と兼用している従業員駐車スペースを他の場所に移動できないか検討したところ、従業員用駐車場の選定条件としては職場に近隣することが最重要であり、近隣にて駐車可能な場所を探しましたが、農地以外で、駐車可能な土地は既に利用されており、条件に合致した土地は存在しません。

そこで、弊社敷地に近接している下記農地（申請地）を借地し駐車場を設置することに



ついて土地所有者に打診したところ、承諾が得られたことから、今回の申請に至りました。

申請地を駐車場として利用するに当たり、隣接する農地との境界にはコンクリートブロックにて土留めを施し、雨水の流出防止に努めます。また、敷地内は砂利敷きとし、車両の荷重に耐えられるように転圧いたしますが、雨水の敷地内浸透に努めます。

以上の事情をごしんしゃくいただき、転用のご許可をお願いいたします。

申請地、入間市大字野田字清水下〇〇〇〇一〇、面積４５０平米、地目、田。

令和２年８月３１日。申請者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。

以上であります。

場所は、地図を見れば分かると思うのですがけれども、先日推進委員の宮岡さんと現地を見てまいりました。場所は、野田の中橋通りを進行方向へ行った２９９号線の交差点から北へ約２００メートルぐらい、その東側に位置するところであります。この工場というのは、元は〇〇〇〇と呼ばれた工場でありまして、そのすぐ北側の場所なのですが、この敷地の周りは水路に囲まれていて、農地はその東側に普通畑と茶園等がありますけれども、農地に対しての影響はないと思われまふ。したがって、ご審議のほどよろしく願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたら願ひいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

ただいま加藤委員がご説明したとおりです。特段問題ないと思われるので、よろしく願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

ただいまの議案２号の１番については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を営む借受人が、従業員

用の駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。都市計画法に関しては、建築物を建築する計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、申請地が接する市道に上水道管、ガス管が埋設されております。また、2つの医療施設から、それぞれ190メートルと200メートルに位置していることから、第3種農地に該当いたします。よって、代替性などを問うことなく、周辺農地への悪影響がなく、一般基準に合致すれば原則許可となります。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、造成費については、全額自己資金で賄う計画となっており、残高証明書が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1番を議題といたします。

担当、2番、平塚尚吾委員、説明をお願いします。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第3号の1番についてご説明申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。東藤沢3丁目〇〇一〇、畑、2,724平方メートル、下藤沢見出シ野〇〇〇〇一〇、畑、800平方メートル、下藤沢新田久保〇〇〇一〇、畑、1,101平方メートル、計4,625平方メートル。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

9月18日に清水推進委員と一緒に現地確認後、直接〇〇さんから話を伺ってきました。申請地は、案内図のとおり、藤沢地区内の3か所に点在しております。東藤沢3丁目の農地は野菜畑、下藤沢の2筆については茶畑となっております。耕作は〇〇〇〇2名で行われており、現地は野菜畑や茶畑として適正に管理されておりました。農機具は、普通トラック1台、耕運機1台を所有しております。その他耕作に必要な農機具はそろっており、特に問題ないかとは思われますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

農地利用最適化推進委員としての意見を述べさせていただきます。

9月18日、担当平塚委員と一緒に現地を確認いたしました。引き続き野菜畑、茶畑として利用すること、特に問題はないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことについて決定しました。

次に、2番を議題といたします。

担当、2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第3号の2番についてご説明申し上げます。

被相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。上藤沢立出〇〇〇—〇、畑、2,649平方メートル、上藤沢神明〇〇〇—〇〇、畑、487平方メートル、同じく神明〇〇〇—〇、畑、18平方メートル、計3,154平方メートル。今後引続き農業を行うことに関する申請事項、本案件は今回初めての申請となるために、この欄は空欄となっております。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇。

9月18日に清水推進委員と一緒に現地確認を行ってまいりました。申請地は、案内図のとおり、藤沢地区内の2か所にあります。1か所は果樹が植えられており、もう1か所は野菜畑となっております。耕作は、本人と〇〇〇、〇〇〇〇の3名で行われる予定とのことで、おおむね適正に管理されておりました。農機具は、トラクター1台、耕運機2台、軽トラック1台を所有しております。その他耕作に必要な農機具はそろっており、特に問題はないかと思われまます。

また、本案件につきましては、代理人を立てての聞き取りということで、この管理機具の農機等は、事務局のほうから確認をしていただきまして、私と清水推進委員は現地を直接確認させていただきました。その旨を併せて申し上げます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

農地利用最適化推進委員としての意見を述べさせていただきます。

9月18日、担当の平塚委員と一緒に現地を確認いたしました。今後は野菜畑として利用するということですので、特に問題はないかと思われまますので、審議をよろしく願います。

いたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定しました。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案は32番までと案件が多いため、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに借受人及び貸付人の地名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願い申し上げます。

なお、議事録における土地の表記等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当、4番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。1番についてご説明申し上げます。

1番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、1筆、面積、3,818平方メートル、利用権種類、賃借権。

17日に現地確認と、電話で本人から話を伺いました。申請地は、〇〇さんの自宅からすぐ近くで、茶園です。〇〇〇〇さん、〇〇歳は、加工場もされており、茶栽培を主体とした専業農家であり、〇〇〇〇〇〇で農業に励んでおります。所有する農地については、肥培管理等よくされており、また農機具についても軽トラック、普通トラック、耕運機、乗用コンテナ、茶摘採機及び防除機等必要なものは一式そろっています。借受人として耕作に従事し、また意欲もあるので、利用権の設定に問題はないと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子地区推進委員の堀井です。補足説明をさせていただきます。

9月17日、担当の久保田委員と一緒に現地を確認いたしました。茶畑として引き続き利用するというございます。特に問題ないかと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案4号の1番は、賃借権による更新の利用権設定でございます。

久保田委員さんの説明がありまるとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は232アールであり、その農地を全て耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

なお、議事参与制限の規定により、2番、平塚尚吾委員には当該事案の審議終了まで退

席をお願いいたします。

( 2 番 平塚尚吾委員退席)

○議長

それでは、担当、6番、田嶋正明委員、説明をお願いします。

○農業委員6番(田嶋正明君)

6番、田嶋です。2番について説明いたします。

借受人、有限会社○○○、貸付人、○○○○。筆数、2筆、合計面積、2,476平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

9月19日に推進委員の中村さんと農業委員の吉川さんと現地を確認しました。現地は案内図のとおり、つつじの園の南側に位置し、禊川沿いの道路の北側にあり、貸付人のご自宅の裏側で、進入通路の右及び左にあります。圃場は全て茶園で、しっかり管理されています。本件の圃場の一方は、○○○○○○○○としております。両圃場とも○○○○○○○○○○○○○○○○○○、施肥、防除、摘採、整地と、茶の管理を時期時期にきちんと作業されています。農機具は、乗用茶摘採機、乗用防除機、軽トラック、普通トラック各1台と、茶園管理に必要なものは全てそろっており、今後引き続き茶畑として耕作することに特に問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(中村郁夫君)

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。補足説明をさせていただきます。

9月19日に吉川委員さんと田嶋委員さんと一緒に現地を視察確認しました。○○○では、引き続き茶園として利用することので、除草もされており、特に問題はないかと思われまので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案4号の2番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

田嶋委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は90アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は2,476平米で、合計115アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで、2番、平塚尚吾委員の退席を解除いたします。

(2番 平塚尚吾委員復席)

○議長

次に、3番を議題といたします。

担当、4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。3番についてご説明申し上げます。

借受人、〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、1筆、面積、2,192平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

17日に現地確認と、電話で本人から話を伺いました。申請地は、〇〇さんの自宅から車で5分ぐらいのところ、茶園です。〇〇〇さん、〇〇歳は、茶工場をされており、茶栽培



を主体とした専業農家であり、〇〇〇夫婦で農業に励んでおります。所有する農地については肥培管理等よくされており、また農機具についても軽トラック、普通トラック、耕運機、トラクター、レール式及び乗用茶摘採機、動噴等必要なものは一式そろっています。借受人として耕作に従事し、また意欲もあるため、利用権の設定に問題はないかと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第4号の3番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

久保田委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は304アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は2,192平方メートルで、合計326アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたしますが、4番と5番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、4番と5番を一括議題といたします。

なお、議事参与制限の規定により、堀井正信推進委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(農地利用最適化推進委員 堀井正信委員退席)

○議長

担当、4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。4番から5番を一括して説明させていただきます。

4番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、4筆、合計面積、5,598平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

5番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、1筆、面積、3,185平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

17日に現地確認と、電話で本人から話を伺いました。申請地は、〇〇さんの自宅から車で5分ぐらいのところ、茶園です。〇〇〇〇さん、〇〇歳は、茶工場もされており、茶栽培を主体とした専業農家で、農業によく励んでおります。所有する農地については、肥培管理等よくされており、また農機具についても軽トラック、普通トラック、耕運機、乗用茶摘採機及び防除機等必要なものは一式そろっています。借受人として耕作に従事し、また意欲もあるので、利用権の設定には問題ないかと思いますが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案4号の4番及び5番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

久保田委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受

人の現在の経営面積は149アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける4番、5番の農地は計8,783平方メートルで、合計237アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定しました。ここで、堀井正信推進委員の退席を解除いたします。

(農地利用最適化推進委員 堀井正信委員復席)

○議長

次に、6番を議題といたします。

なお、議事参与制限の規定により、12番、私、中島敦夫は退席いたします。

議長を交代するため、暫時休憩といたします。

(会長代理と議長交代)

(12番 中島敦夫会長退席)

休憩 午後 2時50分

○臨時議長

それでは、会議を再開します。

再開 午後 2時51分

○臨時議長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について、6番を議題といたしますが、6番と7番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○臨時議長

異議ないものと認め、6番と7番を一括議題といたします。

担当、10番、中島伸吉委員、説明をお願いします。

○農業委員10番（中島伸吉君）

10番、中島伸吉です。議案第4号の6番から7番を一括して説明させていただきます。なお、読み上げにつきましては、一部省略させていただきます。

それでは、6番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇〇。筆数、1筆、合計面積、865平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

7番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、1筆、合計面積、876平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

9月17日、現地確認と、借受人である〇〇〇〇さんから耕作状況などを確認してまいりました。〇〇〇〇さんは、ご存じのとおり、〇〇〇〇〇〇もやられておりますので、あえて簡単にご説明させていただきます。金子地区内に24筆、265アールの農地を所有され、耕作されております。今回の申請は、農業経営の規模拡大を図るものでありまして、耕作は本人と〇〇〇〇の2名によって行われております。農業機械につきましては、茶刈り機、耕運機、軽トラック1台を所有しております。耕作に必要なものは一式所有されております。申請の場所ですが、三輪神社の東側にございまして、現在は茶畑でございます。利用権設定後も引き続き茶畑として栽培を予定しております。また、所有する金子地区内の農地は、茶園として適正に管理されております。今後、申請地を耕作していくことに問題はなことをご報告いたします。

以上、利用権設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○臨時議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案4号の6番及び7番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございま

す。

中島委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は265アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける6番、7番の農地は計1,741平方メートルで、合計283アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○臨時議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○臨時議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで、12番、中島敦夫会長の退席を解除し、議長を交代するため、暫時休憩といたします。

(会長と議長交代)

(12番 中島敦夫会長復席)

休憩 午後 2時55分

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午後 2時56分

○議長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について、8番を議題といたします。

担当、8番、法師励委員、説明願います。

○農業委員8番(法師 励君)



ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案4号の8番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

法師委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、今回新たに農地を借り受けることにより、9,525平方メートルが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、9番を議題といたします。

なお、議事参与制限の規定により、10番、中島伸吉委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(10番 中島伸吉委員退席)

○議長

担当、5番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員5番(池谷昭二君)

5番、池谷です。議案第4号の9番についてご説明を申し上げます。

9番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、2筆、合計面積、4,707平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

9月21日に、二本木地区の中村義男推進委員と耕作状況などを確認してきました。〇〇

〇〇さんは、現在所有自作地 238 アールを耕作している狭山茶の製造農家です。農業機械もトラック、乗用茶刈り機、防除機など必要なものは一式保有しております。今回借り入れる農地は、案内図のとおり二本木公民館の東側です。現在、茶畑となっておりますが、利用権設定後も引き続き茶畑としての利用を予定しております。耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

以上、利用権の設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

先月 21 日の日に池谷委員と現地の確認を行いました。池谷委員の説明のとおり、ちゃんと管理されている茶園でございます。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第 4 号の 9 番は、使用賃借権による新規の利用権設定でございます。

池谷委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は 238 アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は 4,707 平方メートルで、合計 285 アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は 150 日以上であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長



担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで、10番、中島伸吉委員の退席を解除いたします。

(10番 中島伸吉委員復席)

○議長

次に、10番を議題といたします。

担当、2番、平塚尚吾委員、説明をお願いします。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第4号の10番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては、一部省略させていただきます。

借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、2筆、合計面積、2,278平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

9月17日に〇〇さんから直接お話を伺わせていただき、9月18日に清水推進委員と耕作状況などを確認させていただきました。〇〇〇〇さんは、現在所有自作地179アールを耕作しているお茶製造農家です。農業機械も耕運機やトラック、乗用型摘採機など必要なものは一式保有しております。今回借り受ける農地は、案内図のとおり、上藤沢中学校の北側、西側で、現在茶畑となっておりますが、利用権設定後も引き続き茶畑としての利用を予定しており、耕作していくことに問題ないことをご報告申し上げます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(清水裕司君)

補足説明をさせていただきます。

9月18日に担当の平塚委員と共に現地を確認いたしました。借受け後も茶園として利用するということなので、特に問題はないかと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案4号の10番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

平塚委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は179アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は2,278平方メートルで、合計202アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、11番を議題といたしますが、11番から14番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、11番から14番までを一括議題といたします。

担当、1番、友野秀一委員、説明をお願いします。

○農業委員1番(友野秀一君)

1 番、友野です。議案第 4 号、1 1 番から 1 4 番についてご説明申し上げます。

借受人が同一のため、一括で説明させていただきます。なお、読み上げについては、一部省略をさせていただきます。

1 1 番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇〇。筆数、1 筆、合計面積、1, 4 5 3 平方メートル、利用権の種類、使用貸借権。

1 2 番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、1 筆、合計、7 7 6 平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

1 3 番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、1 筆、合計面積、1, 5 9 4 平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

1 4 番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇。筆数、1 筆、合計面積、2, 0 0 9 平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

各圃場の位置は、案内図のとおりでございます。以上、4 件ともに地目は畑、摘要は新規でございます。現地の状況は、去る 9 月 1 6 日に電話による聞き取りと、現地確認に行ってみました。4 件ともに茶園であり、全て適正に管理されておりました。

また、借受人の〇〇さんは茶製造業を行っており、荒茶製造ラインを所有しております。圃場管理機械は、耕運機 1 台、トラック 1 台、乗用摘採管理機 1 台、その他管理機を所有しており、家族で作業に従事しております。

以上、問題ないものと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明のとおりで、問題はないかと思えます。よろしく願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案４号の１１番から１４番は、使用賃借権による新規の利用権設定でございます。

友野委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は１１６アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける１１番から１４番までの農地は計５，８３２平方メートルで、合計１７５アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は１５０日以上であり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、１５番を議題といたしますが、１５番から１９番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、１５番から１９番までを一括議題といたします。

なお、議事参与制限の規定により、５番、池谷昭二委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(５番 池谷昭二委員退席)

○議長

担当、１０番、中島伸吉委員、説明をお願いいたします。

○農業委員１０番(中島伸吉君)

10番、中島です。議案第4号の15番から19番について、一括して説明させていただきます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

15番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、1筆、面積は1,648平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

16番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数は1筆、面積、1,264平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

続きまして、17番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇。筆数が5筆でございます。合計面積、3,317平方メートル、利用権種類、使用貸借権でございます。

18番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数が4筆でございます。合計面積、6,272平方メートル、利用権種類、使用貸借権でございます。

19番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇〇。筆数は1筆、面積は974平方メートル、利用権種類、使用貸借権でございます。

9月20日に金子中地区の太間推進委員と耕作状況などを確認してまいりました。〇〇〇〇さんは、現在所有自作地158アールを耕作しているお茶農家でございます。農業機械も耕運機や茶刈り機、トラックなど必要なものは一式保有しております。今回借り受ける農地は、案内図のとおり、上谷ヶ貫西三ツ木の寺竹配水場の東側一帯の区域になります。現在茶園となっておりますが、利用権設定後も引き続き茶畑としての利用を予定しており、耕作していただくことに問題はないことをご報告いたします。

以上、利用権設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

ただいまご報告がありましたように、中島農業委員と一緒に確認いたしまして、問題ないと思われしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案4号の15番から19番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

中島委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は158アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける15番から19番までの農地は計1万3,475平方メートルで、合計293アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで5番、池谷昭二委員の退席を解除いたします。

(5番 池谷昭二委員復席)

○議長

次に、20番を議題といたしますが、20番から25番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、20番から25番までを一括議題といたします。

担当、5番、池谷昭二委員、説明をお願いします。



○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

ただいまご報告のありましたように、池谷農業委員と一緒に確認しまして、問題ないと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案４号の２０番から２５番は、使用賃借権による新規の利用権設定でございます。

池谷委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は１３５アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける２０番から２５番までの農地は計１万３，７７６平方メートルで、合計２７３アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は１５０日以上であり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、２６番を議題といたしますが、２６番と２７番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長



ご異議ないものと認め、26番と27番を一括議題といたします。

なお、議事参与制限の規定により、6番、田嶋正明委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いします。

(6番 田嶋正明委員退席)

○議長

担当、3番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員3番(吉川光彦君)

3番、吉川光彦です。議案4号、26番から27番を一括説明いたします。なお、読み上げについて、一部省略でお願いいたします。

26番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇。筆数、2筆、合計面積、1,139平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

27番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、1筆、面積、721平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

〇〇〇〇さんからメッセージが届いておりますので、読み上げたいと思います。

本議案、宮寺〇〇〇—〇の土地は、私、〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇より〇〇〇〇〇さんより管理を任されている土地です。前任の農地最適化推進委員だった〇〇〇さんの勧めもあり、野菜などを目的に借りた畑であります。当初は草が繁茂して、最初の1年間は雑草処理に追われました。〇〇〇には4人共同でニンニク栽培を手がけ、9月に定植、前作が茶畑で土が合わなかったせいか、収穫はほぼゼロでした。〇〇〇〇〇はトウモロコシの栽培、〇〇には4人共同で里芋の栽培をいたしております。〇〇さんからは、今までこのような契約は初めて、つまりこれは利用権設定で市が介在するという契約で、安心するということであります。

なお、その後宮寺〇〇〇—〇の畑も借りてほしい旨打診があり、〇〇〇〇〇より管理を任されています。昨年、今年と自家用の野菜畑として、ジャガイモ、夏野菜、サツマイモを栽培しています。本年は〇〇〇さんの勧めもあり、未使用だった残り2アール分の場所に里芋を栽培しています。宮寺〇〇〇—〇の土地も〇〇〇〇さん〇〇〇〇〇、〇〇〇—〇と同時期より管理しております。今後も同様に野菜畑として、3か所の畑を管理してまいります。

以上、〇〇〇〇さんからのメッセージであります。

〇〇さんはお茶を中心にやっておりますが、今回の議案は野菜畑としての活用ということで、所有する農機具は、普通トラック、軽トラック、トラクター、お茶摘採機、乗用型防除

機等々一式取りそろえられています。9月19日土曜日、中村推進委員並びに〇〇氏本人と私、3人で現地確認を行い、現在も適正に管理をされている状況でございます。

今後も耕作をしていくに当たって、利用権設定に特段の問題もなく、意欲的に利用されるものというふうに考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。補足説明をさせていただきます。

9月19日、担当の吉川委員さんと〇〇〇〇さんと一緒に現地を視察確認しました。引き続き野菜畑として利用することと、特に問題はないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案4号の26番及び27番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

吉川委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は278アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける26番、27番までの農地は計1,860平方メートルで、合計296アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。利用権の設定であり、基本的構想における要

件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで6番、田嶋正明委員の退席を解除いたします。

(6番 田嶋正明委員復席)

○議長

次に、28番を議題といたしますが、28番と29番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、28番と29番を一括議題といたします。

担当、8番、法師励委員、説明願います。

○農業委員8番(法師 励君)

8番、法師です。議案4号の28番と29番について、一括して説明させていただきます。なお、読み上げについて、一部省略させていただきます。

28番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇。筆数、1、面積、2,469平米、利用権種類、使用貸借権。

29番、借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇。筆数、1、面積、1,389平米、利用権種類、賃借権。

9月17日に野村推進委員と耕作状況などを確認してきました。〇〇〇〇さんは、現在所有自作地222アールを耕作しているお茶農家です。農業機械も耕運機や茶刈り機、トラックなど必要なものを一式保有しております。今回借り受ける農地は、案内図のとおり、木蓮寺の茶どころ通り沿いと圏央道南側の2筆です。現在、茶園となっておりますが、利用権設定後も引き続き茶畑として利用を予定しており、耕作していくことに問題ないことを報告します。

以上、利用権の設定に関して問題ないと思われますので、よろしく審査くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。ただいま法師委員よりご説明があったとおり、借受け後は茶畑として利用するというので、特に問題ないかと思われます。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

ただいまの議案4号の28番は使用賃借権、29番は賃借権によるいずれも新規の利用権設定でございます。法師委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の市内の経営面積は63アールであり、その農地を全て耕作しております。また、今回新たに借り受ける28番、29番の農地は計3,858平方メートルで、合計102アールが市内の経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしましたし

た。

次に、30番を議題といたしますが、30番と31番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、30番と31番を一括議題といたします。

なお、議事参与制限の規定により、8番、法師励委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(8番 法師 励委員退席)

○議長

担当、5番、池谷昭二委員、説明をお願いします。

○農業委員5番(池谷昭二君)

5番、池谷です。議案4号の30番から31番について一括して説明させていただきます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

30番、借受人、〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、1筆、合計面積、920平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

31番、借受人、〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇、外1名。筆数、1筆、合計面積、1,883平方メートル、利用権種類、使用貸借権。

9月20日の日に金子上地区の野村推進委員と耕作状況などを確認してまいりました。〇〇さんは、現在所有自作地83アール、借入地292アール、合計375アールを耕作している狭山茶の製造販売、卸しをやっている茶農家です。農業機械はもちろんのこと、耕運機、乗用茶刈り機、乗用防除機、トラックなど必要なものは一式保有しております。今回借り受ける農地は、案内図のとおり、木蓮寺の〇〇〇〇〇西側と圏央道南側の2筆です。現在、茶畑となっておりますが、利用権設定後も引き続き茶畑としての利用を予定して、耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

以上、利用権の設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。ただいま池谷委員より説明があったとおり、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案4号の30番及び31番は、使用賃借権による新規の利用権設定でございます。

池谷委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は375アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける30番、31番の農地は計2,803平方メートルで、合計403アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで8番、法師励委員の退席を解除いたします。

（8番 法師 励委員復席）

○議長

次に、32番を議題といたします。

担当、1番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員1番（友野秀一君）

1番、友野です。議案4号、32番についてご説明いたします。読み上げについては、一部省略をさせていただきます。

借受人、有限会社〇〇〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、1筆、面積、1,388平方メートル、利用権の種類、使用貸借権。摘要は更新です。

9月16日に〇〇〇〇〇〇さんに耕作状況の聞き取りをいたしました。〇〇〇〇〇〇さんでは、入間市内のほか、他市町村を含め数か所の圃場を借りており、代表の〇〇〇〇さんとそのご家族で各種農作物を栽培しております。農機具につきましては、ハーベスター、トラクター、耕運機、トラック等各種複数台の農機具を所有しております。農作業は家族労働にて賄っております。圃場の位置は、案内図のとおりでございます。

なお、当地区推進委員の野村さんと圃場確認を行いました。適正に管理されておりました、問題はないものと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子上地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。友野委員のご説明があったとおり、現地を確認しましたところ、特に問題ないかと思われまますので、よろしく願いします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の32番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

友野委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は495アールであり、その農地を全て耕作しており、また農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

それでは、1時間半ちょっと過ぎてしまったのですが、ここで休憩に入りたいと思います。

休憩 午後 3時45分

○議長

再開いたします。

再開 午後 3時55分

○議長

それでは、議案第5号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

本件は、農用地利用配分計画の案ですが、個々に賃借権の設定等を受ける者ごとに事務局より説明を受け、その都度皆様からご意見をいただきます。計画の案に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

それでは、番号1番から2番までの案件について事務局に説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げさせていただきます。



議案第5号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和2年9月分）に係る農用地利用配分計画の案について、意見を求めるもの。

別紙1のとおり。

それでは初めに、農地利用配分計画とは、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について、借り手を入間市が選定し、まとめたものでございます。この計画を県知事が承認することで、農林公社から担い手への農地の権利移動が行われます。市では、農用地利用配分計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くこととされているため、付議されたものでございます。

別紙1の農用地利用配分計画（案）の裏面の表を御覧ください。

この3件は、平成27年5月及び令和2年3月の農業委員会総会で利用権設定について審議がなされた案件で、農地中間管理機構である県農林公社が、それぞれ農地所有者から中間管理権を得た後に、（案）の表の中ほどに記載のある「農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」が借り手として、農地の転貸を受け耕作しておりました。その後、本年9月に県農林公社と、この借り手の間で合意解約が成立し、県農林公社へ農地が戻された状態となりましたが、今回の農用地利用配分計画（案）により、新たな借り手に転貸を行うものでございます。

なお、3件とも合意解約に伴う農地の引渡し時期は、本年11月30日となっております。

それでは、個別の説明に入らせていただきます。

農用地利用配分計画（案）の番号1番と2番の土地は、使用貸借権の設定を受けるもので、筆数は2筆、合計面積は3,625平方メートル、土地の所在は大字二本木でございます。賃借権等の設定を受ける者は、2筆とも〇〇〇〇氏であり、設定する権利の種類は使用貸借権、利用内容は普通畑、貸借期間は令和2年12月1日から令和12年5月31日までの9年6か月でございます。なお、賃借の終期は、農地所有者より県農林公社が当初借り受けた際の終期と同一となっております。また、借賃は使用貸借権のため、ございません。

借受け希望者は、金子下地区において27アールの農地を耕作しております。今回規模

拡大のため、耕作地に比較的近いことから、農地中間管理事業による借受けを希望しているものでございます。

このような経緯からも借受け希望者である〇〇〇〇氏への農地の貸付が最適であると判断され、農地利用配分計画（案）が作成されております。

以上でございます。

○議長

それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、1番から2番までの案件について皆様にご意見を伺います。

友野さん、どうぞ。

○農業委員1番（友野秀一君）

1番、友野です。この1番、2番について意見を述べたいと思います。

この圃場2筆とも、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の向かい側にあります。この圃場は、中間管理機構を通し〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが借りられて、茶園として栽培されておりました。近年は、この茶園はほぼ管理されていなく、雑草が現在も繁茂しており、周囲の農地は大変迷惑しております。再三にわたり勧告はしていますが、一向に雑草を排除いたしません。

よって、11月30日までの管理期間中に、この雑草を全て排除しない限り、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんに貸すことを私は賛成はできません。再三にわたって事務局からも言っていますが、一向に応じてもらえません。現在は雑草が背丈を超え、大分雑草の種が周囲に散乱して飛んでおります。

3番は、まだ今の議題に出ていませんが、このような方がほかの畑を借りるということがここに提起されていますが、このような方に貸して地主さんは、ほか周囲の今後畑の方も、このような雑草繁茂の管理をされたのでは大変迷惑になるので、もし3番の許可をするのであれば、現在の圃場の管理を的確に行ってからの条件をつけていただきたいと思います。

以上です。

○議長

それでは、今の意見に対して振興課のほうで何か。

○農業振興課

すみません。農業振興課の新と申します。よろしく申し上げます。



○農業委員 1 番（友野秀一君）

それも含めて大ありです。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

だから、〇〇さんにとっては、まだ借りても何も、申出をただけですよ。違うのですか。

○農業委員 1 番（友野秀一君）

もう全部話は出来上がっていて借りるということになっているのですけれども、本人はきれいにしてもらえばいいということになっていますけれども、ただ今までの管理状態がこんな状態だったので、今後ほかの畑を借りるということになっているので、またこういう畑になる可能性が大ありなので、早急に現在の畑を管理しない限りは、やらないほうがいいと思います。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

ちょっといいですか。〇〇〇〇さんは、結局借りているわけでしょう、現在。ということは、〇〇さんがきれいにしなければならないという義務がある。それをやっていないということ。どうなのですか。

○農業振興課

農業振興課の新井と申します。よろしくお願いたします。

こちらのほうも、市のほうとしても〇〇さんのほうからお話を伺ってはいます。10月中には、そちらの農地のほうは抜根なり除草をするということでお話は伺っております。

○農業委員 1 番（友野秀一君）

10月いっぱいには雑草を除去する。茶園の茶樹まで抜根する。

○農業振興課

抜根までと聞いております。

○農業委員 1 番（友野秀一君）

では、10月いっぱいにはもう決定ですね。

○農業振興課

ということでご本人からは。

○議長

岩田さん、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

基本的なことでも申し訳ないのですが、聞きたいのですが、この議案というのは、別紙というのはこのことですか。これは令和元年度第1回と書いてあるのですが、届けは令和2年、これは。

○事務局

すみません。これは令和2年度第1回が正しいものです。すみません。うちのほうで差し替えができていなかったみたいです。よろしくお願いします。訂正させていただきます。

○議長

池谷委員。

○農業委員5番（池谷昭二君）

〇〇〇〇さんの上谷ヶ貫〇〇〇—〇という畑の地番の図面がありましたら、見せていただきたいのですが。ちょっと地元で調べてこなかったもので、申し訳ないのですが。

（ついている、一番最後。の声）

○農業委員5番（池谷昭二君）

分かりました。いいです。管理されていると思います。この3番については、現在管理されているから、地元で問題はないと思います。

○議長

ほかに意見ございませんか。

とりあえず、1番、2番に関しては、10月末までにきれいにして返還するというような……

○農業委員1番（友野秀一君）

できれば雑草だけでも、今すぐにでも何本か抜いてもらいたいと思います。

○議長

ほかにありませんか。

なければ、3番のほうに移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（はい。の声）

○議長

では、3番を事務局のほうでご説明願います。

○事務局

番号3番の土地は、使用貸借権の設定を受けるものでございます。

筆数は1筆、面積は1,930平方メートル、土地の所在は大字上谷ケ貫でございます。貸借権等の設定を受ける者は〇〇〇〇氏であり、設定する権利の種類は使用貸借権、利用内容は茶畑、貸借期間は令和2年12月1日から令和7年5月31日までの4年6か月です。なお、貸借の終期は、農地所有者より県農林公社が当初借り受けた際の終期と同一となっております。また、借賃は使用貸借権のため、ございません。

借受け希望者は、認定農業者であり、金子地区において326アールの農地を耕作しております。自身の耕作地付近の農地であることから、農地中間管理事業による借受けを希望しているものでございます。

このような経緯から、借受け希望者である〇〇〇〇氏への農地の貸付が最適であると判断され、農地利用配分計画（案）が作成されております。

以上でございます。

○議長

それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、3番の案件について皆様のご意見をお伺いします。先ほどから出ているようなのですけれども。

池谷委員。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。先ほど申し上げましたが、この畑につきましては現在茶畑として管理していますので、問題ないと思います。

○議長

ほかにございませんか。

友野委員。

○農業委員1番（友野秀一君）

1番、友野です。管理している畑が適格と思われるので、次のこれを了解して適格者というその適格者の管理状況は、この1番、2番の畑などのような全管理圃場を見て、それでも適格者と判断するのですか。

○議長

その辺についてどうですか。

○農業振興課

〇〇〇〇さんが二本木の畑を中間管理機構を介すことに決めた経緯で、〇〇さんは無農薬でやっていることもありますので、雑草がすごくてあまりにも手がつけれないという状況があって、返すことにしたという経緯がありますので、今度上谷ケ貫の土地については、隣接する〇〇さんの農地に、今現在〇〇〇〇〇〇のほうで管理している茶畑の農薬がドリフトしてしまうということがあって、〇〇〇〇〇〇と〇〇さんのほうで話がついて、〇〇さんで両方管理するということになりました。二本木の畑が管理ができなかったというのは、〇〇さんも申し訳ないというところがあるので、上谷ケ貫の茶畑については大丈夫であると判断しております。

○議長

友野委員。

○農業委員1番（友野秀一君）

今の答えは、質問に対する答えに全く内容が近いだけでなくて、この管理状態を作り上げた本人が一番いけないのに、自分でこれだけの草を長年かけて育て上げたようなものなのです、ここは。ほとんど来ないのですから、1年に1回しか。それで、手に負えない雑草のヤブカラシをあそこまで広げて、手に負えないから返すと言われた地主は、大体それを見守るのは農業委員だと言われたら、私なんかなのですよ。それを農業振興課で適格者と判断するというのは、私が判断するなら分かりますよ。どこを見て判断しているのですか。どのくらい近所で迷惑しているか分かっているのですか、本当に。

百歩譲って、有機栽培だからといって黙っていました、今まで。農薬を使えない。除草剤を使えない。それで農薬の除草剤を使えないから、刈り払いに最初来ていました。種を焼いたりして。それを認めた上でやっていたのが、だんだん、だんだん5年、6年来なくなって、今年1回だけ収穫しました、ボランティアを連れてきて。あんなのだましているようなものだよ、本当に。それを、管理状態を逐一報告してくださいというなら分かるよ。それで適格者と判断するなら、私は認めます。あなたたちがどのくらいの確な判断をずっと見てきたか、そこを聞いたかったのです。

適格者なんていうのは、よっぽど見ていなければできないよ、本当に。これは何年前からこのくらい、委員会で雑草勧告を何回出していたか、見れば分かります。そのくらい経緯があるのだから。5年、6年どころではないのだから、これ。茶園だから、背丈を超えなければ黙っていました、雑草勧告も。最近ひどいのだから、とにかく。幾ら言ったっ

て来ない。地主なんか〇〇〇〇〇〇で来られない。〇〇〇〇〇〇〇任せきりなのだから。そういうことを知っている地元の農業委員に聞きにも来ないで、適格者というのはちゃんちゃらおかしい。何を判断して給料もらっているのだから、私はそこを知りたい、本当に。

そういう現状があるのに、適格者なんて安易に使わないでください。注意したのにこうだから。そんな手に負えなくなったから、逃げるように返しているだけではない、こんなの。そういうのは適格者と言わないのだよ。職員として疑われるよ、あなたたちの判断も。これで10月いっぱいにはきれいにすれば、どうにかなると思いますが、多分ヤブカラシの根が残るので、抜根したときにそれが切られて、さらに株数が増えて、〇〇さんは苦勞すると思います。

以上です。

○議長

ほかに3号議案のほうで何かご意見ございませんか。

(なし。の声)

○議長

では、ほかに意見がないようでしたら、事務局さんのほうで意見をまとめていただいて確認したいと思いますので、吉野さん、よろしくお願いします。

〇〇さんは、今何作っているの。

○農業委員1番(友野秀一君)

今は隣を借りているのですけれども、ネギを作っています。普通畑に戻してもらって。

○議長

ウドなんかもやっていた。

○農業委員1番(友野秀一君)

ウドもやっていた。

○議長

では、すみません。まとまりましたので、農業委員会としては先ほどの意見を集約して、とりあえず事務局に説明をお願いします。

○事務局

案に対する意見につきましては、1番、2番に対しては、10月末日までに抜根を完了すること。また、雑草の除去は早急に取りかかること。



3番については、借受け後雑草が発生しないよう適正に管理することということを申し添えることでよろしいか。そのような形をさせていただきました。

○議長

今事務局のほうから発表ありましたけれども、今のような意見を添えて回答してよろしいですか、農業委員会として。

(はい。の声)

○議長

振興課の方、それでよろしいですか。

(はい。の声)

○議長

では、よろしく願いいたします。

では、今の意見で賛成の方は挙手をお願いいたします。よろしく願いします。

(挙手全員)

○議長

では、全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、ただいまの意見を添えて回答することに決定いたしました。ありがとうございました。

では、次に入りたいと思います。報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出は7件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出は5件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については15件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了しましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午後 4時28分